

## 2-7 確認・立会依頼書（共通仕様書 3-1-1-4）

立会とは、特に基準を定めず段階確認を補充するもので契約書第 14 条「監督職員の立会及び工事記録の整備等」の規定による監督職員の立会を行うものである。

確認・立会依頼書は、材料確認、段階確認以外で設計図書において確認・立会が定められた場合に使用し、監督職員の押印欄については、確認・立会結果を記入した後に押印する。

施工計画書作成の段階に受注者・発注者間で必要な工種、確認頻度を決定しておく。

契約書第 14 条第 1 項、2 項では以下のとおり規定している。

- ① 受注者は、設計図書において「監督職員の立会の上調合すべきこと」、又は「調合について見本検査を受けるべきこと」が指定された工事材料については、監督職員の立会を受けて調合又は見本検査に合格したのものを使用しなければならない。
- ② 受注者は、設計図書において監督職員の立会の上施工するものと指定された工事については、立会を受けて施工しなければならない。
- ③ 監督職員は、受注者から①、②の立会又は見本検査を請求された場合には、応じなければならない。

なお、立会・確認依頼書は電子メールでの提出が可能であるが、日付は検査時に確認（立合希望日の 3 日前迄に提出しているか等）するため、適切に記載すること。

※ 確認・立会依頼書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料等に、監督職員等が確認した実測値を手書きで記入することとし、受注者は、確認・立会の為に新たに資料を作成する必要はない。

なお、監督職員が臨場できず、現場技術員が臨場する場合、監督職員への説明に必要な資料は現場技術員が自ら作成しなければならない。

※ 遠隔臨場による確認、立合については、建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（沖縄県土木建築部）による。

## 確認 ・ 立会依頼書

主任	現場	管理
監督員	監督員	技術者等

現場	主任 (監理)
代理人	技術者

### 確認 ・ 立会事項

工事名 ○○○○○○工事 (R 3 - 1)

年月日： 令和2年4月1日

下記について 確認 ・ 立会 されたく提出します。

記

工	種		
場	所		
資	料		
希 望 日 時			時

確認立会員		
実 施 日 時		時
記 事		

【参考】監督職員の確認を要する事項（令和3年7月 土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	頁数	条の名称	確認事項	備考
1	1	1	1	4	1-1	適用	設計図書間の不整合	特記仕様書、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
共通編 総則 総則								
1	1	1	3	2	1-6	設計図書の照査等	設計図書の照査	受注者は、施工前及び施工中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員に、その事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
共通編 総則 総則								
1	1	1	5		1-7	コリンズ（CORIN S）への登録	「登録のための確認のお願い」の確認	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。
共通編 総則 総則								
1	2	3	1	2	1-36	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界が定められた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。
共通編 土工 河川土工・海岸土工・砂防土工								
1	2	4	1	4	1-44	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界が定められた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。
共通編 土工 道路土工								
1	3	3	2	1	1-54	工場の選定	品質証明	JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。
共通編 無筋鉄筋コンクリート レディーミクストコンクリート								
1	3	3	3	2	1-55	配合	配合試験	受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表1-3-1の示方配合表を作成し監督職員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。
共通編 無筋鉄筋コンクリート レディーミクストコンクリート								

※編章節条項頁については、各年度共通仕様書で読替え願います。

※確認事項については、上記に限らず受発注者協議により決定願います。

【参考】監督職員の確認を要する事項（令和3年7月 土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	頁数	条の名称	確認事項	備考
1	3	3	3	6	1-55	配合	セメント混和材料	受注者は、セメント混和材料を、使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督職員の確認を得なければならない。
共通編 無筋鉄筋コンクリート レディーミクストコンクリート								
1	3	7	4	3	1-66	組立て	鉄筋かぶりの確保	受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1m <sup>2</sup> あたり2個以上、構造物の底面については、1m <sup>2</sup> あたり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。
共通編 無筋鉄筋コンクリート 鉄筋工								
2	1	2	0	4	2-1	見本・品質証明資料	見本・品質証明資料	受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。
材料編 一般事項 工事材料の品質								
2	2	12	1		2-34	道路標識	反射シートの性能	反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督職員の確認を受けなければならない。
材料編 土木工事材料 道路標識及び区画線								
3	2	3	32	2	3-44	かごマット工	要求性能	受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。
土木工事共通編 一般施工 共通の工種								
3	2	3	33	3	3-48	袋詰玉石工	要求性能	要求性能の確認は、表3-2-14に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。
土木工事共通編 一般施工 共通の工種								
3	2	7	9	7	3-117	固結工	薬液注入工事前の確認事項	受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について監督職員の確認を得なければならない。  1) 工法関係 ①注入圧 ②注入速度 ③注入順序 ④ステップ長 2) 材料関係 ①材料（購入・流通経路等を含む） ②ゲルタイム ③配合
土木工事共通編 一般施工 地盤改良工								
3	2	17	2	1	3-169	材料	肥料及び薬剤	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成26年6月改正法律第69号）に基づくものでなければならない。
土木工事共通編 一般施工 植栽維持工								

※編章節条項頁については、各年度共通仕様書で読替え願います。

※確認事項については、上記に限らず受発注者協議により決定願います。

【参考】監督職員の確認を要する事項（令和3年7月 土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	頁数	条の名称	確認事項	備考
3	2	17	2	4	3-169	材料	補植で使用する樹木類の搬入	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、 <u>現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。</u> また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行つが、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
土木工事共通編 一般施工 植栽維持工								
6	3	8	4	1	6-22	境界工	境界杭（鉋）の設置位置	受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 <u>監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に連絡しなければならない。</u>
河川編 樋門・樋管 付属物設置工								
6	4	8	4		6-28	境界工	境界杭（鉋）の設置位置	受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 <u>監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に連絡しなければならない。</u>
河川編 水門 付属物設置工								
6	5	20	4		6-48	境界工	境界杭（鉋）の設置位置	受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 <u>監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に連絡しなければならない。</u>
河川編 堰 付属物設置校								
6	8	5	2	2	6-63	芝養生工	肥料	受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、 <u>施工前に監督職員に確認を得なければならない。</u> なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
河川編 河川維持 堤防養生工								
6	8	6	4	5	6-64	ボーリンググラウト工	機械の移動	受注者は、 <u>監督職員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。</u>
河川編 河川維持 構造物補修工								
6	8	9	4		6-67	境界杭工	境界杭（鉋）の設置位置	受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 <u>監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に連絡しなければならない。</u>
河川編 河川維持 付属物設置工								
6	8	12	2		6-68	材料	肥料及び薬剤	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、 <u>薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。</u> なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正法律第8号）に基づくものでなければならない。
河川編 河川維持 植栽維持工								

※編章節条項頁については、各年度共通仕様書で読替え願います。

※確認事項については、上記に限らず受発注者協議により決定願います。

【参考】監督職員の確認を要する事項（令和3年7月 土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	頁数	条の名称	確認事項	備考
6	8	12	2		6-68	材料	補植で使用する樹木類の搬入	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行つが、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
河川編 河川維持 植栽維持工								
8	1	8	4	11	8-5	コンクリート堰堤本体工	接合部の止水性の確認	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督職員の確認を受けなければならない。
砂防編 砂防堰堤 コンクリート堰堤工								
8	1	8	5		8-6	コンクリート副堰堤工	接合部の止水性の確認	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督職員の確認を受けなければならない。
砂防編 砂防堰堤 コンクリート堰堤工								
8	1	11	4	1	8-8	境界工	境界杭（鉋）の設置位置	受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。
砂防編 砂防堰堤 砂防堰堤付属物設置工								
8	1	13	2		8-10	境界工	境界杭（鉋）の設置位置	受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。
砂防編 砂防堰堤 付帯道路施設工								
9	1	3	5	2	9-2	岩盤面処理	基礎岩盤面の確認	受注者は、本条第3項及び第4項の作業完了後、監督職員の確認を受けなければならない。
ダム編 コンクリートダム 掘削工								
9	1	3	8	1	9-3	基礎岩盤の確認	基礎岩盤としての適否	受注者は、岩盤清掃が完了したときには、基礎岩盤としての適否について、監督職員の確認を受けなければならない。
ダム編 コンクリートダム 掘削工								
9	1	3	9		9-3	岩盤確認後の再処理	岩盤確認後の再処理	受注者は、以下の場合には、監督職員の指示に従い第9編9-1-3-5岩盤面処理4項の岩盤清掃を行い、コンクリート打設直前に監督職員の再確認を受けなければならない。 (1)基礎岩盤の確認終了後の岩盤を、長期間放置した場合 (2)基礎岩盤の確認後、岩盤の状況が著しく変化した場合
ダム編 コンクリートダム 掘削工								

※編章節条項頁については、各年度共通仕様書で読替え願います。

※確認事項については、上記に限らず受発注者協議により決定願います。

【参考】監督職員の確認を要する事項（令和3年7月 土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	頁数	条の名称	確認事項	備考
9	1	4	2	1	9-3	原石骨材	原石としての適否	1. 表土処理 受注者は、表土の取り除きが完了したときには、原石としての適否について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
ダム編 コンクリートダム ダムコンクリート工								
9	1	4	8	2	9-6	打込み開始	打継目	受注者は、コンクリートの打込みに先立ち、打継目の処理及び清掃、型枠、鉄筋、各種埋設物の設置について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
ダム編 コンクリートダム ダムコンクリート工								
9	1	7	2	4	9-11	冷却管設置	通水試験	受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、通水試験を行い、 <u>監督職員の確認を得た後でなければ、コンクリートの打込みを行ってはならない。</u>
ダム編 コンクリートダム 埋設物設置工								
9	1	7	3	1	9-11	継目グラウチング設備設置	継目グラウチング設備設置	受注者は、継目グラウチング設備の設置が完了したときには、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
ダム編 コンクリートダム 埋設物設置工								
9	1	7	4	2	9-12	止水板	接合部の止水性	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
ダム編 コンクリートダム 埋設物設置工								
9	1	10	3	2	9-14	施工設備等	圧力計	受注者は、設計図書に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、使用する圧力計について <u>監督職員の確認を得なければならない。</u>
ダム編 コンクリートダム 継目グラウチング工								
9	1	10	4	1	9-14	施工	洗浄及び水押しテスト	受注者は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所を検出のため、洗浄及び水押しテストを行い、 <u>監督職員の確認を得なければならない。</u>
ダム編 コンクリートダム 継目グラウチング工								
9	1	10	4	4	9-15	施工	注入	受注者は、すべての準備が完了し、 <u>監督職員の確認を受けた後、注入を開始しなければならない。</u>
ダム編 コンクリートダム 継目グラウチング工								
9	2	3	8	1	9-18	基礎地盤及び基礎岩盤確認	基礎地盤としての適否	受注者は、基礎地盤の掘削及び整形が完了したときは、 <u>基礎地盤としての適否について、監督職員の確認を受けなければならない。</u>
ダム編 フィルダム 掘削工								
9	2	3	8	2	9-18	基礎地盤及び基礎岩盤確認	基礎岩盤としての適否	受注者は、基礎岩盤の岩盤清掃が完了したときは、 <u>基礎岩盤としての適否について、監督職員の確認を受けなければならない。</u>
ダム編 フィルダム 掘削工								

※編章節条項頁については、各年度共通仕様書で読替え願います。

※確認事項については、上記に限らず受発注者協議により決定願います。

【参考】監督職員の確認を要する事項（令和3年7月 土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	頁数	条の名称	確認事項	備考
9	2	3	9		9-18	基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理	基礎地盤面及び基礎岩盤面	受注者は、以下の場合には監督職員の指示に従い、第9編9-2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃または6項の基礎岩盤清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。 (1) 基礎地盤確認終了後の地盤または基礎岩盤確認終了後の岩盤を長期間放置した場合 (2) 基礎地盤または基礎岩盤の状況が著しく変化した場合
ダム編 フィルダム 掘削工								
9	2	4	1	5	9-19	一般事項	盛立再開時の処理	受注者は、長期間にわたって盛立を中止し、その後盛立を再開する場合は、表層部のかき起こし、締め直しなど盛立材に応じた方法で新旧の盛立部分が一体となるように盛立面を処理し、監督職員の確認を受けなければならない。
ダム編 フィルダム 盛立工								
9	2	4	2	3	9-20	材料採取	材料としての適否	3. 表土処理 受注者は、表土の取り除きが完了したときは、材料の適否について、監督職員の確認を受けなければならない。
ダム編 フィルダム 盛立工								
9	3	3	3	2	9-23	せん孔	せん孔機械の移動	受注者は、監督職員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。
ダム編 基礎グラウチング ボーリング工								
10	2	11	2	3	10-21	材料	樹木類の受入検査	受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
道路編 舗装 道路植栽工								
10	2	11	2	6	10-22	材料	肥料、土壌改良材	道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。 なお、施工前に監督職員に品質証明等の確認を受けなければならない。
道路編 舗装 道路植栽工								

※編章節条項頁については、各年度共通仕様書で読替え願います。

※確認事項については、上記に限らず受発注者協議により決定願います。



【参考】監督職員の確認を要する事項（令和3年7月 土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	頁数	条の名称	確認事項	備考
10	6	3	2	7	10-60	掘削工	岩区分の境界確認	受注者は、設計図書における岩区分（支保パターン含む）の境界を確認し、監督職員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員と協議する。
道路編 トンネル（NATM） トンネル掘削工								
10	14	20	2		10-112	材料	洗剤	受注者は、構造物清掃工におけるトンネル清掃で洗剤を使用する場合は、中性のものを使用するものとし、施工前に監督職員に品質を証明する資料の確認を受けなければならない。
道路編 道路維持 道路清掃工								
10	14	21	2		10-114	材料	肥料、薬剤	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正法律第8号）に基づくものでなければならない。
道路編 道路維持 植栽維持工								
10	14	21	2		10-114	材料	樹木類の搬入	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
道路編 道路維持 植栽維持工								
10	15	3	2		10-118	材料	材料	受注者は、支給品以外の凍結防止剤を使用する場合は、凍結防止工に使用する凍結防止剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料の確認を受けなければならない。
道路編 道路維持 雪寒								
10	16	11	2		10-126	材料	肥料、薬剤	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正法律第8号）に基づくものでなければならない。
道路編 道路維持 道路植栽工								
10	16	11	2		10-126	材料	樹木類の搬入	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
道路編 道路維持 道路植栽工								

※編章節条項頁については、各年度共通仕様書で読替え願います。

※確認事項については、上記に限らず受発注者協議により決定願います。

【参考】監督職員の立会を要する事項（令和3年7月 土木工事共通仕様書より）

編	章	節	条	項	頁数	条の名称	確認事項	備考
3	2	6	19	8	3-112	コンクリート舗装補修工	アスファルト注入材料の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、 <u>監督職員の立会のうえ行うものとする。</u> なお、受注者は、使用する計測装置については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。
土木工事共通編 一般施工 一般舗装工								
3	2	17	3	24	3-170	樹木・芝生管理工	植栽樹木の植替え	枯死、または形姿不良の判定は発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議するものとする。
土木工事共通編 一般施工 植栽維持工								
6	8	7	4		6-66	コンクリート舗装補修工	アスファルト注入材料の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、 <u>監督職員の立会のうえ行うものとする。</u> なお、受注者は、使用する計測装置については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。
河川編 河川維持 路面補修工								
8	3	7	1	4	8-19	一般事項	検尺	受注者は、検尺を受ける場合は、 <u>監督職員立会のうえでロッドの引拔を行い、その延長を計測しなければならない。</u> ただし、検尺の方法について監督職員が、受注者に指示した場合にはこの限りではない。
砂防編 斜面对策 地下水排除工								
9	1	8	4	4	9-13	冷却工	冷却完了後の処置	受注者は、継目グラウチングを行った後、 <u>監督職員の立会いのもとに、冷却管内にセメントミルクを充填しなければならない。</u>
ダム編 コンクリートダム パイプクーリング工								
9	2	3	5	3	9-18	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	監督職員の立会	受注者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形について <u>監督職員の立会を受けなければならない。</u>
ダム編 フィルダム 掘削工								
10	2	11	3	18	10-24	道路植栽工	植栽植樹の植替え	枯死または、形姿不良の判定は、 <u>発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議するものとする。</u>
道路編 舗装 道路植栽工								
10	14	4	9		10-99	コンクリート舗装補修工	アスファルト注入材料の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、 <u>監督職員の立会のうえ行うものとする。</u> なお、受注者は、使用する計測装置については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。
道路編 道路維持 舗装工								
10	14	21	3		10-114	樹木・芝生管理工	植栽植樹の植替え	枯死または、形姿不良の判定は、 <u>発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議するものとする。</u>
道路編 道路維持 植栽維持工								

※編章節条項頁については、各年度共通仕様書で読替え願います。

※確認事項については、上記に限らず受発注者協議により決定願います。

## 2-8 施工状況把握（沖縄県土木建築部土木工事監督技術基準（案））

施工状況把握とは、監督職員が臨場等により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。（監督職員の施工状況把握の為に新たに資料を作成する必要はない。）

なお、現場技術員においては、監督職員への説明に必要なとなる資料は現場技術員が自ら作成しなければならない。

別表 2

### 施工状況把握一覧

一般：一般監督  
重点：重点監督  
1/2

種別	細別	施工時期	把握事項	把握の程度
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
重要構造物 管渠工 （樋門・樋管を含む） 躯体工（橋台） RC 躯体工 （橋脚） 橋脚フーチング工 RC 擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
ポストテンション T(I) 桁製作工 プレビーム桁製作工 PC ホロースラブ桁製作工 PC 版桁製作工 PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁製作工 PC 押し箱桁製作工		コンクリート打設時 （工場製作を除く）	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット

一般：一般監督  
 重点：重点監督  
 2 / 2

種別	細別	施工時期	把握事項	把握の程度
トンネル工		施工時（支保工変更毎）	施工状況	一般：1回／支保工変更毎 重点：1回／支保工変更毎ただし、最低10支保工毎 ※重点監督：地山等級がD、Eのもの。 ※一般監督：重点監督以外
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し・転圧時	使用材料、敷均し・締固状況	一般：1回／1工事 重点：2～3回／1工事
舗装工	路盤、表層、基層	舗設時	使用材料、敷均し・締固状況、天候、気温、舗設温度	一般：1回／1工事 重点：1回／3000m <sup>2</sup>
塗装工		清掃・錆落とし施工時	清掃・錆落とし状況	1回／1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回／1工事
樹木・芝生管理工、植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回／1工事
ダム工	各工事毎に別途定める。		各工事毎に別途定める。	

注)・表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定することとする。

- ・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。
- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
  - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
  - ロ 施工条件が厳しい工事
  - ハ 第三者に対する影響のある工事
  - ニ その他

## 2-9 休日・夜間作業届（共通仕様書 1-1-1-37）

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。

（共通仕様書 1-1-1-37）

※ 書面（監督職員の押印が必要）の必要はなく、口頭、ファクシミリ、電子メール等により事前に監督職員に連絡してれば良い。また、週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合、「連絡」は不要である。

ただし、現道上の工事で休日・夜間作業届を書面で提出する場合は、工事打合せ簿に「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」を記載することを基本とする。

## 2-10 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真（共通仕様書 1-1-1-31）

排出ガス対策型建設機械（排出ガス浄化装置装着機械を含む）及び低騒音・低振動型建設機械を使用する場合、受注者は、使用する建設機械の写真撮影を行う必要はない。

ただし、監督職員は、施工プロセスチェックにおいて、指定建設機械（排出ガス対策型、低騒音・低振動型建設機械）の使用を確認するものとする。

## 2-11 特殊車両通行許可（共通仕様書 1-1-1-33）

受注者は、共通仕様書 1-1-1-33 交通安全管理第 14 項における通行許可の確認は、以下について実施するものとする。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証の確認
- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿の確認（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証との照合可能な写真）〔走行途中の写真撮影は不要〕
- ③ 車両通行記録（タコグラフ）の確認（夜間走行条件の場合のみ）

ただし、①については、共通仕様書 1-1-1-36 第 3 項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

②、③については、監督職員から請求があった場合には、確認結果等を提示すればよく提出する必要はない。

### 3. 安全管理

#### 3-1 安全教育

##### 3-1-1 安全教育訓練

土木工事の実施に際し、作業の安全を確保するためには、工事関係者はもとより直接作業を行う作業員が安全に対する理解を深めることが最も重要である。

このため、共通仕様書第1編 1-1-1-27で「工事着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、実施内容を選択し定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。」と規定している。

#### (1) 安全・訓練等の実施対象者

安全・訓練等の実施対象者は、工事現場で作業する関係請負人の全ての作業員とする。なお、実施日は毎月固定日とする必要はなく、より多くの作業員が受講できるよう適宜調整するなど工夫する。

#### (2) 施工計画書への記載

「1. 施工計画 (9) 安全管理」を参照

#### (3) 実施対象の項目

- 1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- 2) 当該工事内容等の周知徹底
- 3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- 4) 当該工事における災害対策訓練
- 5) 当該工事現場で予想される事故対策
- 6) その他、安全・訓練等として必要な事項

#### (4) 安全・訓練等の実施状況資料の整備・保管

安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示できる体制とし、監督職員に提出する必要はない。

## 3-2 工事事務

### 1 工事等事故報告を要する事故の範囲

工事等事故報告の対象とする事故は、以下にいずれかに該当する事故とする。

※休業4日未満の負傷についても、監督職員へ報告すること。

(共通仕様書第1-1-1-30)

表-1

事故の分類	事故の定義
<p>労働災害 (工事作業に起因して、工事関係者が死傷した事故)</p>	<p>工事作業場<sup>※</sup>内及びその隣接区域<sup>※</sup>(以下「工事区域」という。)において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>資機材・工場製品輸送作業(土木工事共通仕様書1-1-1-32「2.輸送災害の防止」に規定された安全輸送上の計画に記載された作業(以下「輸送作業」という)に起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p><del>なお、事故等報告書の対象は、休業4日以上</del>の負傷とする。</p> <p>※ 工事作業場：工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。</p> <p>※ 隣接区域：本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域</p>
<p>もらい事故 (第三者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故)</p>	<p>工事区域において、当該関係者以外の第三者の行為に起因して工事関係者が死傷した事故。</p> <p><del>なお、事故等報告書の対象は、休業4日以上</del>の負傷とする。</p>
<p>負傷公衆災害 (工事作業に起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故)</p>	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。</p> <p><del>なお、事故等報告書の対象は、休業4日以上もしくはそれに相当する負傷とする。</del></p>
<p>物損公衆災害 (工事作業に起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故)</p>	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあって、第三者の死傷に繋がる可能性の高かった事故。</p> <p>なお、<u>軽微なものを除いて事故等報告書の対象とする。</u></p>

### 3-2-1 事故発生速報

工事等受注者は、事故が発生した場合、直ちに電話等により監督職員に通報するとともに、別記様式1の「事故速報（第報）」により、速やかに監督職員あて報告を行うものとする。

なお、事故速報にて報告後、内容の変更及び追加資料等があった場合も速やかに報告するものとする（第2報以降として）。

※休業4日未満の負傷についても、監督職員へ報告すること。

### 3-2-2 事故報告

工事等受注者は、表-1に規定する「事故報告」の対象である場合、別記様式2による事故報告書を監督職員あて速やかに提出するものとする。表-1に規定する「事故報告」の対象でない場合でも、監督職員の指示があれば提出するものとする。

※休業4日未満の負傷についても、監督職員へ報告すること。

※事故状況確認のため、診断書の写しの提出を求める場合があります。

### 3-3 その他留意事項

受注者は、工事履行中において監督職員が確認する「施工プロセスのチェックリスト」に記載されている以下5項目の資料について、監督職員から求められた場合に提示すればよく、提出する必要はない。

- (1) 災害防止協議会活動記録
- (2) 店社パトロール実施記録
- (3) 安全訓練実施記録
- (4) 安全巡視、TBM、KY 実施記録
- (5) 新規入場者教育実施記録



### 3-4 天災その他の不可抗力の損害

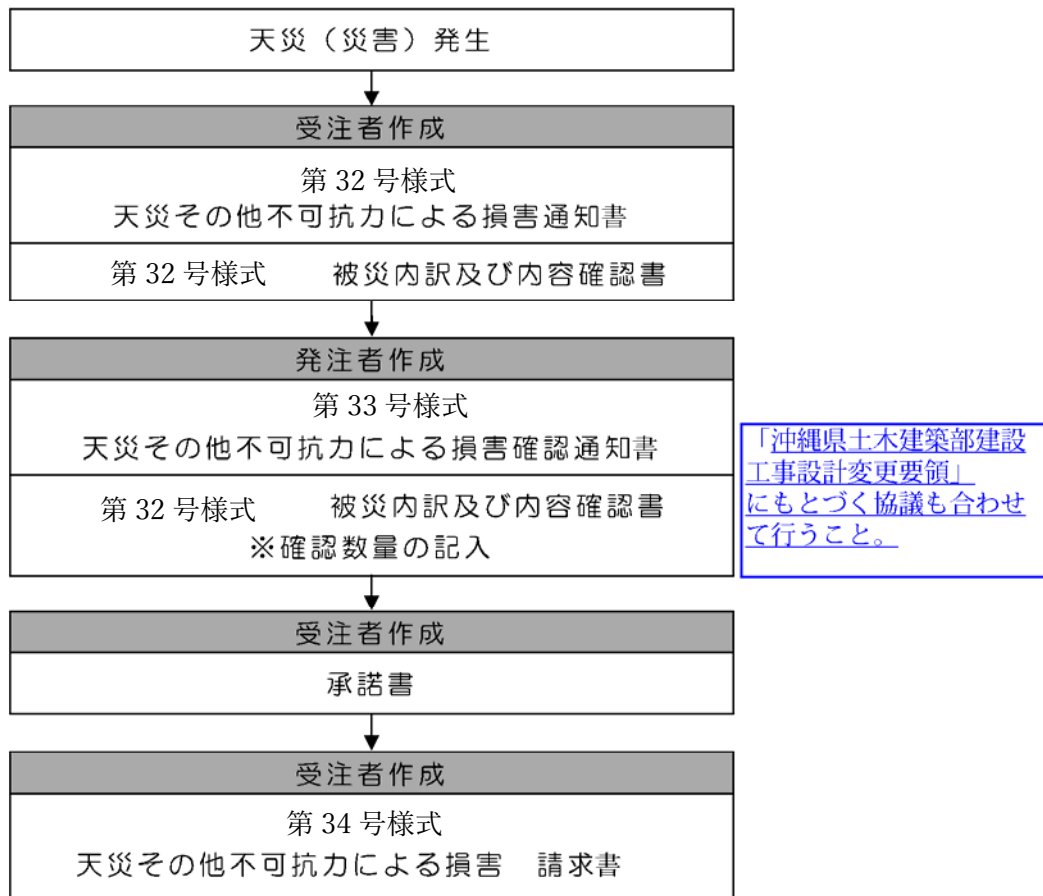
天災その他不可抗力による損害が生じた場合に、その原因と状況を報告するための書類。  
(工事請負契約第30条、共通仕様書第1編1-1-1-39)

災害発生後、監督職員に連絡し、その後すみやかに書類(2部)をもって通知する。

#### 1. 留意事項

気象状況、工事出来高状況、災害状況、工事工程表に対する進捗状況等が明確になる書類を添付する。

#### 2. 災害発生フローチャート(参考)



別記様式1 (国土交通省標準様式 様式-13)

事故速報 (第報)							
情報の通報者名		(受注者名、第三者名等)					
令和 年 月 日 時 分受信							【押印欄】
発信者						受信者	
事故発生日	令和 年 月 日 ( ) 時 分					天候(温度)	
事故発生場所							
工事名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事						
工期	から			まで			
受注者名							
事故の内訳	氏名	年齢	性別	職種	被害の程度	備考(病院名等)	
事故の概要	※事故の原因、経緯、処置等						
備考	※関係機関(労働基準監督署、警察署等)対応状況 ・被災者の装備、自然環境の状況(河川水位等) ・下請負人等の商号又は名称 ・物的被害の場合は、規模、被害額等 ・連絡先等						

※ ①この様式はA4で使用し、事故現場の平面図及び簡単な状況図を添付すること。  
 ②工事事務発生確認後、直ちに電話により担当部署に連絡する。また、状況を把握でき次第、早急にメール又はFAXで担当部署に本様式により報告を行ものとし、更に詳細な状況が把握された段階で逐次報告するものとする。

平成 年 月 日

主任監督員  
〇〇 〇〇 殿

〇〇 工事  
現場代理人  
〇〇 〇〇

### 事故等報告書

商号又は名称	
住所	
代表者氏名	
該当する工事種別及び等級順位	

上記工事で下記の事故等が生じたので報告する。

記

- ①発生年月日、時分、天候
- ②発生場所
- ③工事名
- ④契約金額
- ⑤工期
- ⑥被害者及び加害者
  - ・氏名、年齢、性別
  - ・住所
  - ・所属
  - ・職種及び経験年数
  - ・保護具等の装着状況
  - ・受傷及び程度
- ⑦物的被害
  - ・名称
  - ・規模等
  - ・被害額
- ⑧発生状況及び原因(事故の内容及び原因、連絡体制、その他)
- ⑨その他必要事項(警察及び労働基準監督署の見解、事務所の対応、事務所の見解)
- ⑩状況概要図及び状況写真

作成に当たっての注意事項

- ①A4版で作成するものとし、詳細なレイアウトは変更可能であるが上記の項目は必ず記述する。
- ②文書は極力簡潔書きとし、文字の大きさは極力大きくする。
- ③図面等は、縮小版としてA3版資料による作成でよい。

【補足】

- ⑥受傷及び程度  
診断書のコピーを添付
- ⑧発生状況及び原因  
発生状況について、事故発生から現時点までの工事中止、再開を含む経過を時系列で記載する。  
施工体系図・関係資格・点検票・事故前の安全教育記録及び安全記録・施工計画書(事故に直接関係のある部分)等、必要書類を添付し、事故原因について記載する。
- ⑨その他必要事項  
警察及び労基署の対応及び見解、再発防止策等を記載する。

# (参考) 架空線、地下埋設物損傷防止対策のためのチェックリスト

架空線近接箇所での作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 工事現場における架空線等上空施設については、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者を確認しているか。	/	/
2. 現地調査結果を発注者(監督職員)に報告したか。	/	/
3. 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会いを求めたか。	/	/
4. 建設機械等のブーム、ダンプロックのダンブアップ等により、接触・切断の危険性がある場合は、必要に応じて以下の保安措置を講じているか。 ① 架空線等上空施設への防護カバーの設置 ② 工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置 ③ 架空線等上空施設的位置を明示する看板等の設置 ④ 建設機械ブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定 ⑤ 近接して施工する場合は見張員の配置	/	/
5. 架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と機械、工具材料等について安全な距離を確保しているか。	/	/
6. 建設機械、ダンプロック等のオペレータ、運転手、監視人に対し、工事現場区域及び工事用道路内の架空線の種類、位置(場所、高さ等)を連絡するとともに、ダンプロックのダンブアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立入り禁止区域等の留意事項について周知徹底しているか。	/	/
7. 公道における架空線等上空施設の損傷事故防止のため、重機回送時の高さチェックやダンプロックのダンブアップ状態での走行禁止についても周知徹底しているか。	/	/

(高圧線付近での作業)

8. 接触のおそれのある高圧線には防護措置を講じているか。または誘導員を配置しているか。	/	/
9. 電路から下記の離隔距離が十分とれているか。	/	/

電路の電圧(交流)	離隔距離
特別高圧(7,000V以上)	2m以上、但し、50,000V以上は1.0、0.00V又はその端数を増すと共に2.0cm増し
高圧(6,000~7,000V)	1.2m以上
低圧(600V以下)	1.0m以上

地下埋設物に関する作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 発注者から地下埋設物の情報を確認しているか。		/ /
2. 地下埋設物の管理方法及びその取扱い方法について施工計画書に明示しているか。		/ /
3. 埋設物管理者及び監督職員に立会を求め、地下埋設物の確認を行っているか。		/ /
4. 工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置に杭や旗、ベーンキ等の目印を付けているか。		/ /
5. 埋設物管理者及び監督職員に試掘の立会を求めたか。		/ /
6. 埋設物管理者及び監督職員の立会のもとに試掘を行ったか。		/ /
7. 試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行ったか。		/ /
8. 埋設物の詳細な位置を確認したか。		/ /
9. 発注者へ確認結果を報告したか。		/ /
10. 地下埋設物の近接作業方法について作業員に周知しているか。		/ /

※架空線、地下埋設物損傷防止対策のため、本チェックリストを作成したしたので活用願います。  
(平成25年3月29日付け国関整技調第50号「平成25年度重点的安全的対策」にて通知)

令和 年 月 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

(受注者) 住 所 那覇市〇〇-〇 〇〇ビル〇階  
商 号 株式会社 〇〇建設  
氏 名 代表取締役 △△ △△

## 天災その他不可抗力による損害通知書

令和3年4月1日付で契約した次の工事について、下記のとおり天災その他不可抗力により損害が生じたので、建設工事請負契約書第30条第1項の規定に基づき別紙を添えて通知します。

工 事 名 : 〇〇〇〇〇〇工事(R3-1)

---

### 記

- 1 災害発生年月日: 令和 年 月 日
- 2 天 然 現 象 :
- 3 被 災 状 況 : (別紙内訳書及び写真)
- 4 請負者のとった措置:

注)天然現象には、降雨(24時間雨量、1時間雨量)、台風(風速)等に起因するものを記載する。



令和 年 月 日

(受注者) 住所 那覇市〇〇-〇 〇〇ビル〇階  
商号 株式会社 〇〇建設  
氏名 代表取締役 △△ △△ 殿

沖縄県知事 玉城 康裕 印

## 天災その他不可抗力による損害確認通知書

令和 年 月 日 付で損害通知のあった次の工事について、下記のとおり天災その他不可抗力による損害を確認したので、建設工事請負契約書第30条第2項の規定に基づき通知します。

工事名：〇〇〇〇〇〇工事(R3-1)

---

### 記

- 1 災害発生年月日： 令和 年 月 日
- 2 天然現象：
- 3 確認した被災状況： (別添内訳書)

令和 年 月 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

(受注者) 住 所 那覇市〇〇-〇 〇〇ビル〇階  
商 号 株式会社 〇〇建設  
氏 名 代表取締役 △△ △△

## 天災その他不可抗力による損害額請求書

令和 年 月 日 付で確認の通知があった次の工事について、建設工事請負契約書  
第30条第3項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

工 事 名 : 〇〇〇〇〇〇工事(R3-1)

---

### 記

- 1 災害発生年月日: 令和 年 月 日
- 2 天 然 現 象 :
- 3 確認された被災状況: (別添内訳書)
- 4 損 害 合 計 額 : 〇円
- 5 損 害 請 求 額 : 1円

(別紙算出根拠による損害合計額)

注) 損害合計額算出の根拠となる内訳を添付する。



## 4. 工程管理

### 4-1 工程管理

#### (1) 工程管理の目的

工程管理は、施工計画で選定された工法、資機材の調達計画等を基に作成された実施工程表を用いて、工事の進捗管理を通じて施工計画と施工実態の差異を把握、修正することにより、適正な施工条件と工事進捗を確保し、もって、工期内に完成させることを目的として行うものである。

また、工程管理は受注者の責任において管理するものであるが、発注者の側からみれば工期内に適切な進捗で、十分な品質・精度のもとに施工されていく工事過程の把握、確認行為である。

一方、受注者側から考えれば、更にこれに工事経営の要素が加えられ、最小の費用で最大の生産をあげるために工事を管理して進めていくことであるといえる。

土木工事の場合は、受注者において当初の工程計画を慎重に立案しても途中で何回となく検討修正され完成に導かれることもあることから、これらの修正は契約変更時点とは関係なく、事態に則して行う必要がある。

#### (2) 工程計画

工程計画は、施工方法の選定とともに工事計画の核をなすものであり、単に着工から完成までの各工種について時間計画を作るものではなく、施工計画で検討された工法と資機材の調達計画等を具体化して、適正な組合せ及び配置を決め、ムリ、ムダ、ムラを除いた実施工程表を作成する。

工程計画の作成は、施工計画の一環として施工方法の選定等と同時に行われるが、作成手順としては一般に次の手順で行われる。

- 1) 工種の分類に基づき各工種別工事について施工手順を決める。
- 2) 各工種別工事の適切な施工期間を決める。
- 3) 施工条件、工程条件等を考慮しつつ、全部の工種別工程の調整を行う。必要に応じて施工方法等の変更を検討する。
- 4) 全工期を通じて、労務、資材、機械の必要数をならし過度の集中や待ち時間が発生しないよう工程を調整する。
- 5) 以上の結果を工程表に表す。

工程計画を立案するにあたって、制約条件として整理すべき事項は以下のものがある。  
契約条件による工程計画の拘束要因

- ① 着手時期の条件、部分検査（既済検査、中間検査、部分使用等）、完成時の条件、用地条件、その他仕様書で条件明示のある事項。
- ② 現場条件による工程計画の拘束要因  
気候（梅雨、台風シーズン）、作業時間の制約（関係機関及び地元との調整、施工条件等）、作業不稼働日に関する事項（法規制、正月休み等、他の工事との調整（近接工事、占用工事等）など
- ③ 調達条件による工程計画の拘束要因  
労務管理に関するもの（正月休み等、夏期休暇等）、資材管理に関するもの（転用計画、納入時期等）、機械管理（特殊機械等の納入時期）など。

- ④ 各工種の標準作業量、天候の影響の有無、施工の短縮可能作業・不可能作業の区分、追加機材等の難易、各工種の作業の連続性等を考慮して、主要工種、数量の多い工種、特殊な技術を要する工種を中心に、工程上のネックを明確にし、なるべく主要工種、数量の多い工種などでネックを作らないようにする。

### (3) 工程表

工程表の作成様式には、横線式工程度（バーチャート、ガントチャート）やネットワーク手法等各種あるが、その工事に見合った様式により実施工程表を作成する。ただし、応急工事や維持工事（補修的工事）等の当初計画工程の策定が困難なものについて実施工程表は省略することができる。

- 1) 工種、種別、細別の区分の記載内容は、工事数量総括表を基に整理する。但し、工種、種別、細別の配列は施工順序を考慮し、関連工事をグルーピングする。
- 2) 各工種、種別、細別のごとに作業開始、終了時期だけでなく、基準作業量を記入し、計画と実績が対比できるようにすることが望ましい。
- 3) 実施工程表の出来高数値は記載しないものとするが、曲線式工程表（総合工程）には、月単位の出来高率を記入する。
- 4) 先行指示日、工事一部一時中止期間、あるいは契約変更日等の当該日付でフォローアップを行うときには、工程表の下欄等の当該事項を明記する。
- 5) 必要により晴雨表を明記する。

### (4) 工程管理

工程管理の内容として、進捗管理と作業量管理がある。

- 1) 工事の進捗管理としては、イ) 工程表による進捗管理、ロ) 工程曲線による進捗管理がある。

工程表による進捗管理は、計画と実績の対比が簡単であるが、一つの工程の遅れが工種や最終工期に、どのように影響するかを簡単に把握することは困難であるので個々の作業量と標準作業量との比較を行う作業量管理を適正に行い、一つの工種の遅れが他工種に影響しないための対応や、極力関係する業務は、それ毎の工種ごと区分による工程表により工程管理を行うことが望まれる。

工程曲線による進捗管理は、予定出来高曲線と実績出来高曲線との対比で行い、工事の進捗を大局的にとらえられるが、工程表による進捗管理と同様の注意が必要となる。

2) 作業量管理は、標準作業量を維持していくミクロ的な管理で、個々の標準作業量と実績を比較することにより、当該作業の問題点等を発見し、その原因を追及、分析して施工計画の問題点の改善を図るもので、単に工程のみでなく、それが前提としている施工速度、施工効率を管理するものである。実施にあたっては作業内容により日単位、週単位、1サイクル単位等の適正な期間を設けて行うものとする。

工程管理は、進捗管理、作業量管理の手法を使い、単に工期内完成を目的とするだけでなく、これらの管理を通じて、施工計画の問題点の把握や改善策を図ることにより、適正な作業量、作業時間を確保し、もって安全で所定の品質の確保、経済的な工事を行わせる重要な施工管理の一項目である。

#### (5) 工程表提出に関する留意事項

##### 1) 工事履行報告書（特記仕様書）

- ① 工事履行報告は、監督職員が工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行うための書類である。
- ② 工事着手前に、予定工程（％）を記入して提出するとともに、毎月末に実施工程（％）を記入して提出する。また、記事欄には当該月の実施工程に係わる内容について記載する。

##### 2) 実施工程表

- ① 実施工程表は、受注者が円滑な工事実施とその統制を図るためのものであることから監督職員への提出は必要とせず提示でよい。
- ② 実施工程表は、受注者が実際現場の工程管理で作成しているものを提示することで差し障りはない。
- ③ 維持工事や応急工事等の当初計画工程の策定が困難なものについて実施工程表を省略することができる

#### (6) 工事週間工程表

工事週間工程表は、監督職員が工事の進捗状況を把握できるとともに、受注者は監督職員との立会いの日程調整を円滑に進めることができる利点があるため、使用することを受注者へお願いしております。

情報共有方法については、受注者より監督職員へ、ファックス又はメール等で送付することをお願いしております。

なお、工事週間工程表は、工事打合せ簿、検査時に提出・提示は不要とする。

#### (7) 工事日誌

工事の進捗及び工事費を把握するため、受注者は工事日誌を作成するが、工事日誌の提出は不要とする。

なお、監督職員から提示を求められた場合は、提示するものとする。



※変更契約した場合の記載例

## 工 事 履 行 報 告 書

工事名	○ ○ ○ ○ 工事		
工期	令和 ○年 9月 ×日		～ 令和 △年 6月 ×日
日付	令和 △年 3月 ×日 ( 3月分)		
月 別	予定工程 % ( ) は工程変更後	実施工程 %	備 考
令和○年 9月	5	5	
10月	10	8	
11月	20	15	
12月	35	30	
令和△年 1月	55	55	
2月	70 ( 65)	60	2月○日変更契約
3月	80 ( 70)	70	
4月	90 ( 85)		
5月	100 ( 95)		
6月	(100)		
(記事欄) 当該月の実施工程に関する事項について記載			

## 5. 品質・出来形管理（共通仕様書 1-1-1-24、その他各工種該当頁参照）

### 5-1 品質管理

#### （1）品質の目的

土木工事では、一般に工事に使用する材料の形状寸法・品質や目的物の品質・規格が仕様書又は図面に明示されており、受注者は示された品質・規格を十分満足し、かつ経済的に生産するため自主的に管理を行う必要がある。

#### （2）品質管理手法

設計図書に示された品質・規格を安定して満足するために、定められた各種の試験や、規格・工程に対する判定手法として統計手法が用いられる。

工程の時間的順序の情報を得るためには、品質管理図表を用いるのがよい。

#### ■ 管理の主な視点

- ① 規格値を満足しているか。
- ② 測定（試験）結果のバラツキの程度はどうか。
- ③ 施工方法は適切か。

#### （3）品質管理基準

管理基準については、「[土木工事施工管理基準及び規格値](#)」の品質管理基準による。

品質管理を進めるには、まず、最初のデータが十分ゆとりをもって規格を満足していることを確かめた後、そのデータを用いて管理図を描き、最初のデータが安定しているかを確かめ、管理限界線の外にでるものがあれば作業等に異常ありとして、その原因を追及して修正処理し、管理限界線内にあればこの状態を維持することであり、これには日々のデータ管理が必要となる。

#### （4）作成する品質管理資料

##### 1) 品質管理図表

測定結果一覧表に工程能力図を加えた管理図表。

※ 管理図に規格値の 50%、80%のラインを記載する。

※ [その他、沖縄県土木建築部「土木工事成績評定のガイドライン」](#)参照。

##### 2) 品質管理写真

##### 3) 各種試験成績表

##### 4) その他、監督員との事前協議により定めた品質管理資料

以下の資料については、[作成は任意](#)。

- ・ 測定結果一覧表（品質成果表）  
工種・種別・試験項目ごとに、設計値、実測値及び規格値等を記載したもの。
- ・ ヒストグラム（度数分布図）
- ・ X-R s-Rm管理図

(5) 品質管理資料提出に関する留意点

- 1) 着工に先立ち、「[土木工事施工管理基準及び規格値](#)」及び契約図書に基づき、試験又は測定項目、試験頻度、試験回数、試験方法並びに規格値等を記載した品質管理計画を作成する。

施工計画書の施工管理計画に記載すること。(社内規格値を設けて管理する場合も含む)

- 2) 試験又は測定項目の決定にあたっては、「必須」「その他」の試験区分、特別な場合の適用除外等が規定されているので、留意の上計画する。
- 3) 試験以外に、材料及び二次製品については品質証明書、試験成績表、カタログ、見本等の提出又は承諾が必要な場合があるので、設計図書を熟読の上、対処する。
- 4) [その他評価項目については「沖縄県土木建築部「土木工事成績評定のガイドライン」による。](#)

(6) 参考様式

- 1) 品質管理図表

工種・種別毎に設計値、実測値及び工程能力図等をまとめて示した管理図表

- 2) 塗装膜厚測定表

- 3) 塗膜厚測定成績表

- 4) コンクリート中の塩分測定表

塩化物総量規制に基づき、コンクリートの塩分測定の結果を示す表

[なお、ICT 活用工事については、国の基準に準じて行うものとする。](#)

工事名	品質管理表	種目	事務所	受注者名



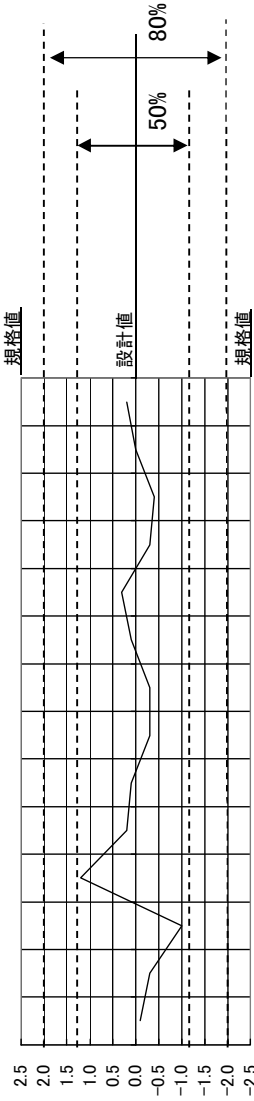
品質管理図表

工 種 セメント・コンクリート

種 別 レディミキストコンクリート

測定者 関東三郎

測定項目	スランプ S		スランプ S		スランプ S		スランプ S		スランプ S	
	設計値 cm	実測値 cm	設計値 cm	実測値 cm	設計値 cm	実測値 cm	設計値 cm	実測値 cm	設計値 cm	実測値 cm
規格値	-2.5	2.5	-2.5	2.5	-2.5	2.5	-2.5	2.5	-2.5	2.5
測点又は区別										
平均値	8.0	8.0	8.0	7.9	8.0	7.9	8.0	7.7	8.0	7.7
最大値	8.0	9.2	8.0	7.7	8.0	7.7	8.0	7.6	8.0	7.6
最小値	8.0	7.0	8.0	7.0	8.0	7.0	8.0	8.0	8.0	8.0
最多値	8.0	7.7	8.0	9.2	8.0	9.2	8.0	8.2	8.0	8.2
データ数		n=14		8.0		8.1				
標準偏差		m±0.49		8.0		7.7				
				8.0		7.7				
				8.0		8.1				
				8.0		8.1				
				8.0		8.3				
				8.0		8.3				
測定項目	規格値	規格値	規格値	規格値	規格値	規格値	規格値	規格値	規格値	規格値
測点又は区別										
平均値	8.0	8.0	8.0	7.9	8.0	7.9	8.0	7.7	8.0	7.7
最大値	8.0	9.2	8.0	7.7	8.0	7.7	8.0	7.6	8.0	7.6
最小値	8.0	7.0	8.0	7.0	8.0	7.0	8.0	8.0	8.0	8.0
最多値	8.0	7.7	8.0	9.2	8.0	9.2	8.0	8.2	8.0	8.2
データ数		n=14		8.0		8.1				
標準偏差		m±0.49		8.0		7.7				
				8.0		7.7				
				8.0		8.1				
				8.0		8.1				
				8.0		8.3				
				8.0		8.3				
測定項目	規格値	規格値	規格値	規格値	規格値	規格値	規格値	規格値	規格値	規格値
測点又は区別										
平均値	8.0	8.0	8.0	7.9	8.0	7.9	8.0	7.7	8.0	7.7
最大値	8.0	9.2	8.0	7.7	8.0	7.7	8.0	7.6	8.0	7.6
最小値	8.0	7.0	8.0	7.0	8.0	7.0	8.0	8.0	8.0	8.0
最多値	8.0	7.7	8.0	9.2	8.0	9.2	8.0	8.2	8.0	8.2
データ数		n=14		8.0		8.1				
標準偏差		m±0.49		8.0		7.7				
				8.0		7.7				
				8.0		8.1				
				8.0		8.1				
				8.0		8.3				
				8.0		8.3				



略 図

品質管理図表

工 種 セメント・コンクリート

種 別 レディミキストコンクリート

測定者 関東三郎

測定項目	圧縮強度 S L		測定項目		圧縮強度 S L	
	設計値 cm	実測値 cm	規格値	設計値 cm	実測値 cm	差 cm
規格値	8.0	8.0	測点又は区別	18	19	1
測点又は区別			11/5 AM	18	18	0
平均値	8.0	8.0	11/5 PM	18	19	1
最大値	8.0	9.2	11/6 AM	18	19	1
最小値	8.0	7.0	11/6 PM	18	20	2
最多値	8.0	7.7	11/7 AM	18	20	2
データ数		n=14	11/7 PM	18	19	1
標準偏差		m±0.49	11/8 AM	18	19	1
			11/8 PM	18	21	3
			11/9 AM	18	21	3
			11/9 PM	18	19	1

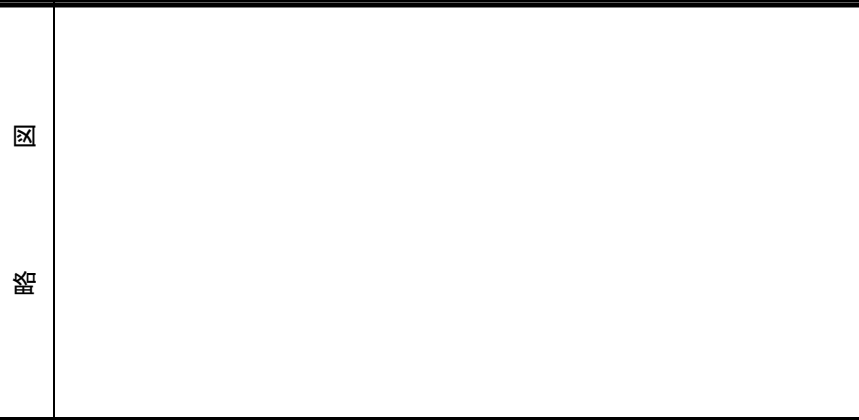
測定項目	圧縮強度 S L		測定項目		圧縮強度 S L	
	設計値 cm	実測値 cm	規格値	設計値 cm	実測値 cm	差 cm
規格値	8.0	8.0	測点又は区別	18	19	1
測点又は区別			11/10 AM	18	18	0
平均値	8.0	8.0	11/10 PM	18	19	1
最大値	8.0	9.2	11/10 AM	18	20	2
最小値	8.0	7.0	11/10 PM	18	20	2
最多値	8.0	7.7	11/10 AM	18	20	2
データ数		n=14	11/10 PM	18	19	1
標準偏差		m±0.49	11/10 AM	18	19	1
			11/10 PM	18	21	3
			11/10 AM	18	21	3
			11/10 PM	18	19	1

測定項目	圧縮強度 S L		測定項目		圧縮強度 S L	
	設計値 cm	実測値 cm	規格値	設計値 cm	実測値 cm	差 cm
規格値	8.0	8.0	測点又は区別	18	19	1
測点又は区別			11/10 AM	18	18	0
平均値	8.0	8.0	11/10 PM	18	19	1
最大値	8.0	9.2	11/10 AM	18	20	2
最小値	8.0	7.0	11/10 PM	18	20	2
最多値	8.0	7.7	11/10 AM	18	20	2
データ数		n=14	11/10 PM	18	19	1
標準偏差		m±0.49	11/10 AM	18	19	1
			11/10 PM	18	21	3
			11/10 AM	18	21	3
			11/10 PM	18	19	1

次頁同様、規格値の50%、80%の管理値でも管理する。



工 種 セメント・コンクリート

種 別 レディミキストコンクリート

測定者 関東三郎

測定項目	空気量 Air		測定項目	空気量 Air		測定項目	空気量 Air	
	規格値	実測値		規格値	実測値		規格値	実測値
規格値	-1.500	~	1.500%	差	cm	-1.500	~	1.500%
測点又は区別	設計値	cm	測点又は区別	設計値	cm	測点又は区別	設計値	cm
平均値	8.0	8.0	11/5 AM	4.500	4.000	11/10 AM	4.500	4.300
最大値	8.0	9.2	11/5 PM	4.500	4.200	11/10 PM	4.500	5.100
最小値	8.0	7.0	11/6 AM	4.500	4.230	11/10 AM	4.500	4.800
最多値	8.0	7.7	11/6 PM	4.500	5.000	11/10 PM	4.500	4.200
データ数		n=14	11/7 AM	4.500	4.700			
標準偏差		m±0.49	11/7 PM	4.500	4.300			
			11/8 AM	4.500	5.100			
			11/8 PM	4.500	4.700			
			11/9 AM	4.500	4.400			
			11/9 PM	4.500	4.500			

測 点	規格値		設計値	規格値	
	規格値	実測値		規格値	実測値
設計値との差	1.500	1.000	0.500	0.000	-1.500
	1.000	0.500	0.000	-0.500	-1.000
	0.500	0.000	0.000	-0.500	-1.000
	0.000	0.000	0.000	-0.500	-1.000
	-0.500	0.000	0.000	-0.500	-1.000
	-1.000	0.000	0.000	-0.500	-1.000
	-1.500	0.000	0.000	-0.500	-1.000

測 点	規格値		設計値	規格値	
	規格値	実測値		規格値	実測値
設計値との差	1.500	1.000	0.500	0.000	-1.500
	1.000	0.500	0.000	-0.500	-1.000
	0.500	0.000	0.000	-0.500	-1.000
	0.000	0.000	0.000	-0.500	-1.000
	-0.500	0.000	0.000	-0.500	-1.000
	-1.000	0.000	0.000	-0.500	-1.000
	-1.500	0.000	0.000	-0.500	-1.000

測 点	規格値		設計値	規格値	
	規格値	実測値		規格値	実測値
設計値との差	1.500	1.000	0.500	0.000	-1.500
	1.000	0.500	0.000	-0.500	-1.000
	0.500	0.000	0.000	-0.500	-1.000
	0.000	0.000	0.000	-0.500	-1.000
	-0.500	0.000	0.000	-0.500	-1.000
	-1.000	0.000	0.000	-0.500	-1.000
	-1.500	0.000	0.000	-0.500	-1.000

参考様式

塗装膜厚測定表

工事名		工種名		現場代理人						
				監理技術者						
ロット番号		請負会社名		主任技術者						
				施工管理担当者						
塗装系	基準膜厚合計値			$\mu$						
測定時点	<input type="radio"/> 工場塗装終了後 <input type="radio"/> 現場塗装開始前 <input type="radio"/> 現場塗装終了後									
測定月日				測定者	印					
測定位置										
	1	2	3	4	5	計	平均 $\bar{X}_i$	$\bar{X} - \bar{X}_i$	$(X - \bar{X}_i)^2$	
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
	10									
	11									
	12									
	13									
	14									
	15									
	16									
	17									
	18									
	19									
	20									
	21									
	22									
	23									
	24									
	25									
合計										
	平均値 $\bar{X} =$						標準偏差 S =			

平均値	$\bar{X} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N X_i$	
標準偏差	$S = \sqrt{\frac{1}{N-1} \sum_{i=1}^N (\bar{X} - X_i)^2}$	

参考様式

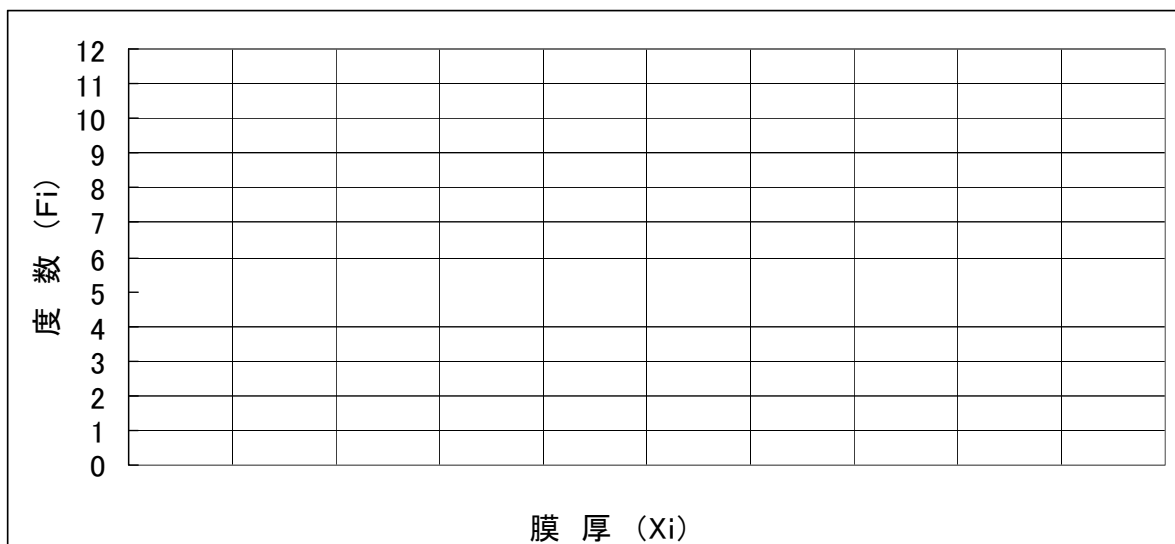
塗膜厚測定成績表

ロット番号	現場代理人		
	監理技術者		
	主任技術者		
	施工管理担当者		
測定時点		目標塗装膜厚	μ m

平均値Xおよび標準偏差S $\bar{X} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N X_i =$ $S = \sqrt{\frac{1}{N-1} \sum_{i=1}^N (\bar{X} - X_i)^2} =$	判定 標準偏差S=                      標準偏差×0.2= 平均値 $\bar{X}$ =                      標準偏差×0.9= 5点平均値 =                      標準偏差×0.7= の最小値
--	---

度数分布			
膜厚Xiのクラス	中央値	チェック	度数Fi

ヒストグラム





## 5-2 出来形管理

### (1) 出来形管理の目的

出来形管理は、工事目的物が使用目的を満たせるかどうかを判定するための精度（目的物の長さ、幅、高さ、面積、体積、位置等といった設計図書に示されている数量）を定められた規格値内に納めるために行う施工管理である。

### (2) 出来形管理の方法

受注者は、工事目的物がその品質、機能等を有するほか、出来形が確保されるよう、施工中の管理基準を定め自主的に出来形管理を行う。

なお、管理基準については、発注者が定めている「土木工事施工管理基準及び規格値」（以下、「出来形管理基準」という。）に従って実施するが、管理基準に定めのない工種や測定項目などについては、あらかじめ監督職員と協議して設定する。

※ 工事完了後に不可視部分となる箇所については、発注者が明確に確認できるよう出来形管理（写真管理を含む）を行うことが大切である。

#### ■ 出来形管理の主な視点

- ① 設計数量や出来形規格値を満足しているか。
- ② 出来形（実測値）のバラツキの程度はどうか。
- ③ 不可視部分の出来形管理は適切か。

### (3) 作成する出来形管理資料

#### 1) 出来形管理図表

測定結果一覧表に工程能力図を加えた管理図表。

※ 管理図表に規格値の50%、80%のラインを記載する。

※ その他、沖縄県土木建築部「土木工事成績評定のガイドライン」参照。

#### 2) 出来形数量調書

工種・種別等毎に設計数量、実施数量を記載し、対比させる。

受注者は、出来形測定の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時まで監督職員に提出しなければならない。

（共通仕様書 3-1-1-5）

#### 3) 出来形数量計算書

出来形の実施数量（面積や体積など）を算出した根拠資料。

必要に応じて、図面やポンチ絵を添付する。

#### 4) 出来形管理写真

特に、不可視部分や検査時に直接計測できない箇所は重要である。

#### 5) 工事完成図

受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（監督職員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。

(共通仕様書 3-1-1-7)

#### 6) 塗装厚測定表 ※該当工種がある場合

#### 7) コア厚測定管理図表 ※該当工種がある場合

#### 8) その他、監督職員との事前協議により定めた出来形管理資料

以下の資料については、作成は任意。

その他評価項目については沖縄県土木建築部「土木工事成績評定のガイドラン」による。

・測定結果一覧表（出来形成果表）

工種・種別・測定項目ごとに、設計値、実測値及び規格値等を記載したもの。

・ヒストグラム（度数分布図）

#### (4) 出来形管理資料の作成に関する留意点

1) 着工に先立ち、出来形管理基準及び設計図書に基づき、測定項目、測定箇所等並びに規格値を記載した出来形管理計画を作成する。

施工計画書の施工管理計画に記載すること。(社内規格値を設けて管理する場合も含む。)

2) 出来形管理基準に定めのない工種や測定項目については、あらかじめ監督職員と受注者(主任技術者等)で協議を行い、測定箇所や規格値等を適切に定める。

3) 不可視部分については、測定方法、箇所等を検討し、適切な出来形管理を行う。

4) 設計図書に明記されている数値については、全て管理する必要がある。

5) その他評価項目については沖縄県土木建築部「土木工事成績評定のガイドラン」による。

#### ■ 不可視部分

「不可視部分」というと、水中部や埋め戻しなどによって構造物が隠れてしまい、検査時点では直接出来形や品質を確認できない部分を思いがちであるが、目視の可能なコンクリート構造物であっても、表面を観察しただけで、コンクリートの打ち込みや締固め、及び養生方法等が設計図書や各種仕様書の施工規定どおり行われているのか否かを確認することは不可能に近い。つまり、「不可視部分」とは出来あがった物が見えるかどうか共に、その物のつくる過程も「不可視部分」といえる。

なお、ICT 活用工事については、国の基準に準じて行うものとする。





工事名	出来形管理表
種目	事務所
	受注者名

出来形管理図表

工種 護岸工

種別 捨石張り工

測定者 関東三郎

測点	設計値との差										規格値						
	No, 1	No, 2	No, 3	No, 4	No, 5	No, 6	No, 7	No, 8	No, 9	No, 10							
設計値との差											規格値						
	設計値	30	10	10	10	10	10	10	10	10		10	30				
測定項目	基準高 H										測定項目						
規格値	-50 ~ +50 mm										規格値						
測点又は区別	設計値 実測値 差										測点又は区別	設計値	実測値	差			
平均値	20.000	20.001	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	19.990	20.020	20	平均値		
最大値	20.000	20.030	30	20.000	20.030	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.000	20.030	30	30	最大値		
最小値	20.000	19.990	-10	20.000	19.999	20.000	20.000	19.999	20.000	19.999	20.000	19.999	-1	-1	最小値		
最多値	20.000	19.995	-5	20.000	19.995	20.000	19.993	20.000	19.993	20.000	19.993	-7	-7	-7	最多値		
データ数			n=10												データ数		
標準偏差			m±13.13												標準偏差		

工種 護岸工

種別 捨石張り工

測定者 関東三郎

測定項目	法長 L		法長 L		測定項目		測定項目	
	設計値 m	実測値 m	設計値 m	実測値 m	規格値	規格値	設計値	実測値
規格値	-50	~	-50	~	L	L	規格値	規格値
測点又は区別					差 mm	差 mm	測点又は区別	差
平均値			4.000	3.992	No.1	-8		
最大値			2.000	2.010	No.2	10	平均値	
最小値			2.000	1.992	No.3	-8	最大値	
最多値			2.000	1.999	No.4	-1	最小値	
データ数			4.000	4.002	No.5	2	最多値	
標準偏差			3.000	3.001	No.6	1	データ数	
			4.000	4.000	No.7	0	標準偏差	
			2.500	2.501	No.8	1		
			2.000	1.998	No.9	-2		
			2.000	1.995	No.10	-5		

測点	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10
設計値との差										

工種 護岸工

種別 捨石張り工

測定者 関東三郎

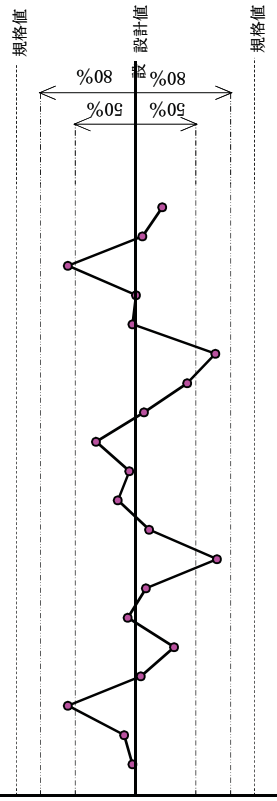
測点	設計値との差										規格値	実測値	差			
	No, 1	No, 2	No, 3	No, 4	No, 5	No, 6	No, 7	No, 8	No, 9	No, 10						
設計値との差																
	測定項目	延長 H										延長 H	測定項目			
	規格値	-200 ~ mm										-200 ~ mm	規格値			
	測点又は区別	設計値										設計値	実測値	差		
	平均値	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	14.999	15.000	0	平均値	
	最大値	15.000	15.004	15.004	15.004	15.004	15.004	15.004	15.004	15.004	15.004	15.004	15.004	2	最大値	
	最小値	15.000	14.993	14.993	14.993	14.993	14.993	14.993	14.993	14.993	14.993	14.993	14.993	4	最小値	
	最多値	15.000	15.002	15.002	15.002	15.002	15.002	15.002	15.002	15.002	15.002	15.002	15.002	2	最多値	
	データ数													n=10	データ数	
	標準偏差													±3.65	標準偏差	
														14.995		
													14.993			
													15.004			
													15.004			
													15.002			

別紙-4 出来形及び品質のばらつきの方

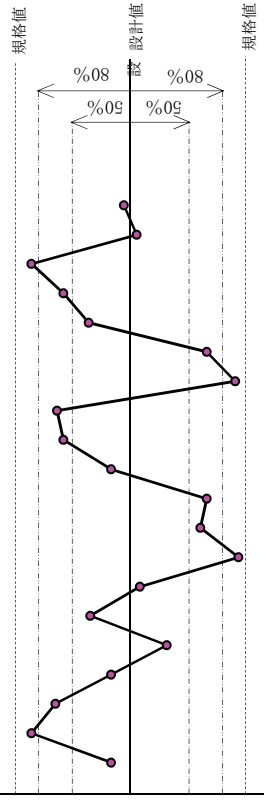
[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)

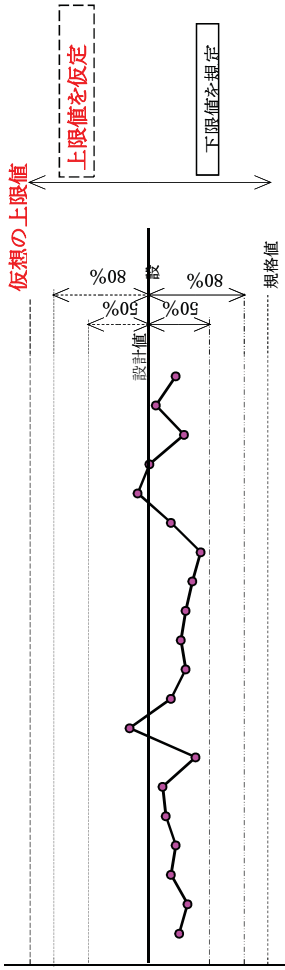
①ばらつきが50%以下と判断できる例



②ばらつきが80%以下と判断できる例



(下限値のみの場合)

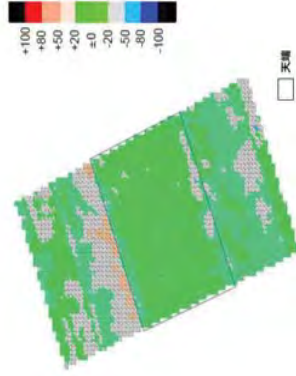


③ICT活用工事の例

出来形可否判定総括表の分布図や計測点の個数によりばらつきを判断  
ばらつきが50%以下と判断できる例

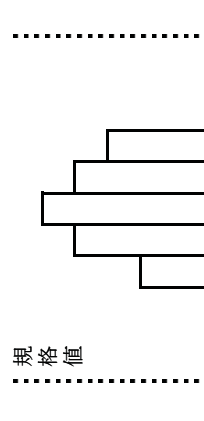
天端の ばらつき	規格値の±80%以内 のデータ数	1000
法面の ばらつき	規格値の±50%以内 のデータ数	997
	規格値の±80%以内 のデータ数	1700
	規格値の±50%以内 のデータ数	1360

※上表は右図の場合

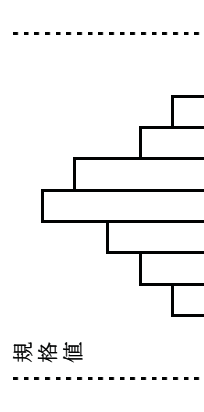


[度数表またはヒストグラムの場合]

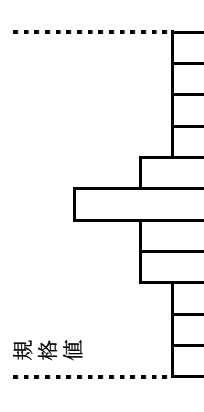
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



### 5-3 写真管理

#### (1) 写真管理の目的

土木工事では、その工事目的物が完成後隠れて見えなくなる部分いわゆる不可視部分が多い。従って、後日使用材料の品質、構造物の寸法が設計図どおりであること、また工事の施工方法が仕様書に基づいて行われたこと等を証明し説明するもの、工事完成後不可視となる出来形確認の証明資料、さらには工事の各施工段階における施工状況を残すという意味でも工事における写真管理は重要なものである。

#### (2) 写真管理基準

写真管理基準は、契約図書の一部である共通仕様書に基づき規定されているものであり、工事写真の原本を電子媒体で提出する場合は「デジタル写真管理情報基準」に基づき整理し提出するものとし、この場合、工事写真帳の提出は不要である。(監督職員の承諾不要。)

工事写真の撮影は、工事施工記録と、工事完成後外面から確認できない箇所の出来形確認及び各施工段階の施工状況等を知る上で重要なものであり、受注者は写真管理基準に則り実施しなければならない。工事写真にあたっては、写真管理基準に基づき工事区域全般についてその内容を把握できるような下図の分類によって撮影し、整理し監督職員に提出しなければならない。

- 工事写真
- ・ 着手前及び完成写真（工事現場の着工前及び完成状況）
  - ・ 施工状況写真（仕様書に基づいた施工方法の証明記録）
  - ・ 安全管理写真（安全管理の実施状況の具体的な記録）
  - ・ 使用材料写真（工事使用材料の品質と寸法の証明記録）
  - ・ 品質管理写真（品質確認等の試験状況の記録）
  - ・ 出来形管理写真（構造物の数量、寸法等出来形の証明の記録）
  - ・ 災害写真（工事中に発生した災害等の記録）
  - ・ 事故写真（工事中に発生した事故等の記録）
  - ・ その他（建設副産物の発生及び処理状況等の記録）

#### (3) 工事写真の提出に関する留意点

以下の場合には写真の撮影を省略できる。

- ① 品質管理写真について、公的機関で実施した品質証明書を保管する場合
- ② 出来形管理写真で、完成後測定可能な箇所については、出来形管理状況の判別できる写真を細別毎に1回撮影し、後は撮影を省略することができる。
- ③ 監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。

注) 現場技術業務における監督職員への説明資料は、現場技術員等で作成する。

(添付する図面、写真等は現場技術員等で作成する。)

ただし、工事完成後、不可視部となる場合は、監督職員が臨場しても省略できない。また、監督職員が行う「施工状況把握」も省略できない。

#### (4) 受注者へお願いしている資料

各種検査等への対応のため、写真管理基準「撮影箇所一覧表」写真管理項目に示す写真を「写真ダイジェスト版」として紙で提出お願いしております。

6. 支給品・貸与物件・発生品

6-1 支給品・貸与物件

支給品及び貸与品の要求については、書面を取りかわす必要はないものとし、受領又は借用後に、受領書又は借用書について監督職員を通じて発注者に提出すればよい。

6-1-1 支給品受領書

受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

(工事請負契約第15条 支給材料及び貸与品)

注1 監督職員へ提出

第19号様式(国土交通省標準様式 様式-24)

支給品受領書

(発注者)

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

年月日: 令和3年4月1日

(受注者)

那覇市〇〇-〇 〇〇ビル〇階  
株式会社 〇〇建設

(現場代理人氏名) 現場 太郎

下記のとおり支給品を受領しました。

記

工事名	〇〇〇〇〇〇工事(R3-1)			契約年月日	令和3年4月1日	
品目	規格	単位	数量			備考
			前回まで	今回	累計	



## 6-1-2 支給品精算書

受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に支給品精算書について監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

（共通仕様書 1-1-1-17 支給材料及び貸与品）

注1 監督職員へ提出

第20号様式(国土交通省標準様式 様式-25)

### 支給品精算書

年月日： 令和3年10月15日

(発注者)

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

(受注者)

那覇市〇〇-〇 〇〇ビル〇階  
株式会社 〇〇建設  
(現場代理人氏名) 現場 太郎

下記のとおり支給品を精算します。

記

工事名		契約年月日			令和3年4月1日	
品目	規格	単位	数量			備考
			支給数量	使用数量	残数量	
※ 主任監督員 証明欄	上記精算について調査したところ事実に相違ないことを証明する。 年月日： 令和3年10月18日 (職氏名)					※物品管理簿登記

(注) ※は主任監督員が記入する。



## 7. 検査の準備（成果品電子媒体（電子成果品））・工事検査

### 7-1 検査の準備（成果品電子媒体（電子成果品））

受注者は、完成検査前までに監督職員へ「電子納品に関する手引き」にもとづき成果品電子媒体（電子成果品）を作成・提出します。また、監督職員は、成果品電子媒体（電子成果品）について、「電子納品に関する手引き」にもとづき完成検査時までに確認を行うこととなっています。

なお、完成検査では

- 電子媒体に破損がないこと、ラベルが正しく作成されているか及び監督職員/受注者の署名があるかを確認します。
- 電子成果品として求める電子データが電子媒体に格納されているか、電子納品閲覧ソフトを用いて確認します（パソコンの画面上での確認）。
- 受注者、監督職員が実施した「電子納品チェックシステム」等によるチェック結果、「電子媒体（署名入り）」、「電子媒体納品書」を確認します。

今後、成果品電子媒体（電子成果品）での検査可能。

### 7-2 検査の種類

沖縄県土木建築部が行う検査には、「沖縄県土木建築部 工事検査要領」、「沖縄県土木建築部工事検査要領の運用方針」にもとづき、以下の検査がある。

1. 完成検査 : 工事の完成を確認するための検査。
2. 一部完成検査 : 設計図書において工事の完成に先だって引渡を受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該部分を確認するための検査。
3. 既済部分検査 : 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査。
4. 中間検査 : 工事の施工の途中において、必要と認めて指定する部分の検査。  
中間検査は、次に定めるときに行う検査をいう。
  - ① 部分使用をする場合。
  - ② 工事部分が水中又は地中に没する等により完成検査時に目視することができない箇所等を施工途中において主務課長又は出先機関の長が必要と認めたとき。

#### ○中間検査の事例

- (1) 道路改良工事で舗装工事を別途発注した場合に、改良工事完成前に舗装工事を併行して施工する場合の下層路盤完成時（部分使用）
- (2) 下部工と上部工を一括して発注した場合の下部工完了時
- (3) 鋼桁、水門、歩道橋、設備工事等の工場製品

中間検査で確認した出来形部分については、完成検査及び既済部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の確認が必要な場合はこの限りではない。

### 7-3 完成検査

完成検査は、工事の完了を確認するための検査であり、受注者からの完成通知を受けた日から14日以内に受注者立会いの上行い、検査結果を通知しなければならない。(工事請負契約書第32条第2項)。完成検査に合格すれば、発注者から受注者へ請負代金の支払いが行われ、工事目的物が発注者へ引き渡される。

#### 7-3-1 完成通知書(作成:受注者、提出1部)(工事請負契約書第32条第1項)

受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。また、発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知する(共通仕様書1-1-1-21)。なお、沖縄県土木建築部では、完成通知書とあわせて、県産建設資材使用状況報告書を提出することになっている。

※ 工事完成とは、工事現場の完成、及び工事書類(本マニュアル2.施工管理2-1 工事打合せ(7)納品に記載する成果品等)の完成をいう。

#### 7-3-2 引渡書(作成:受注者、提出1部)(工事請負契約書第32条第4項)

発注者は、検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときには、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

#### 7-3-3 請求書(作成:受注者、提出2部)(工事請負契約書第33条第1項、2項)

受注者は、工事完成検査に合格したときは、書面をもって契約金の支払を請求することができる。発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

#### 7-4 中間前金払金(中間前金払取扱要領)(工事請負契約書第35条第3項)

受注者は、前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払を請求することができる。

## 8. その他

### 8-1 総合評価計画

【「総合評価方式の運用」沖縄県土木建築部】より ([令和3年3月19日時点](#))

## 3. 総合評価落札方式の評価内容の担保（ペナルティー）

### 3.1 履行の担保

評価基準の不履行があった場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責めによる場合には、工事成績評定の減点対象とする。

- ・ 落札者決定に反映させた技術資料等の記載内容及び技術提案について、不履行と認められた場合、ペナルティーを要する。
- ・ ペナルティーは、工事成績（法令遵守）を減点することとする。

工事成績評定の減点は、当面次のとおりとする。

#### (1) 企業の能力等に関すること

総合評価において加点された点数を工事成績評定より減ずる。

履行の確認については、各項目における留意事項により行うものとする。

※詳細は下記参照願います。

#### 【沖縄県 HP】

[沖縄県ホーム](#) > [社会基盤](#) > [建築・開発](#) > [事業概要・制度概要](#) > [建設技術情報](#) > [公共工事の品質確保](#) > [沖縄県土木建築部の公共工事の品質確保（総合評価）](#)

#### (2) 施工計画（工程管理）に関すること【簡易型Ⅰ型】

- 簡易型Ⅰ型の施工計画（工程管理）については、工事成績評定減点の対象としない。
- 簡易型Ⅰ型の施工計画（工程管理）の考え方及び施工現場での対応については、以下のとおりとする。
  - ・ 企業が適切で施工能力を評価するもので、入札参加の可否を決定するものであること。
  - ・ 工程管理に関する技術的所見については、総合評価における技術評価点の対象としていないため、工事成績評定減点の対象としない。
  - ・ 施工現場での確認については、通常の「施工計画書」と同等の扱いとする。
  - ・ 自主施工の原則に基づき、工事契約後の施工方法等の選択は受注者の責任において行われるものであること。
  - ・ 工程管理における技術的所見についても、「施工方法等」に含まれるものであり、これらは「施工計画書」として提出されるものであること。

#### (3) 施工計画に関すること【簡易型Ⅱ型、標準型、高度技術提案型】

※詳細は下記参照願います。

#### 【沖縄県 HP】

[沖縄県ホーム](#) > [社会基盤](#) > [建築・開発](#) > [事業概要・制度概要](#) > [建設技術情報](#) > [公共工事の品質確保](#) > [沖縄県土木建築部の公共工事の品質確保（総合評価）](#)

### 3.2 留意事項

- (1) [受注者は、技術資料等（施工計画又は技術提案）の写しを監督職員に提出するものとし、監督職員はその技術資料等の履行について十分確認をとるものとする。](#)
- (2) [受注者との施工計画の打合せ時に、技術資料等の記載内容及び履行確認方法並びにペナルティー要件について、十分に調整・確認し、合意をはかるものとする。](#)
- (3) [施工条件の変更、災害等、受注者の責に帰さない事由により、施工計画に影響が及ぼされる場合は、受発注者間で協議し定めるものとする。](#)
- (4) [工事の総合評価については「総合評価方式の運用」沖縄県土木建築部を下記 HP より入手し最新情報で確認願います。](#)

**【沖縄県 HP】**

[沖縄県ホーム > 社会基盤 > 建築・開発 > 事業概要・制度概要 > 建設技術情報 > 公共工事の品質確保 > 沖縄県土木建築部の公共工事の品質確保（総合評価）](#)

**【参考事例】総合評価計画（施工計画）**

総合評価において求めた施工計画等について、受注者が提案した内容及び提案内容の実施方法等が具体的に明記された施工計画書で、受発注者で確認する。

なお、計画書は受注者が作成するものとするが、提案内容に照らして、過度な要求とならないよう留意する。

1. 技術提案等の提出資料の写しを提出
  - ・登録基幹技能者等の活用
  - ・県内企業の下請活用
  - ・若手・女性技術者の配置・施策関連項目
  - ・工程管理に関わる技術的所見
  - ・施工上の課題に対する技術的所見
  - ・材料の品質管理に関わる技術的所見
2. 施工計画書等の提出（事例）
  - ・技術者・県内企業等の配置計画、施工方法
  - ・確認方法
  - ・その他必要事項

※ 必要に応じて提案した内容の実施方法を記載する。

※ 施工計画書は、申請書に提案した資料を活用し、受注者に負担が掛からないように留意する。

3. チェックシートの事例

監督職員は、実施内容が履行されていないと認めた場合、受注者に対して是正措置を指示し、是正措置の指示等を受けた受注者は、是正措置を監督職員に提出する。  
以下に現場確認におけるチェックシートの例を示す。

〇〇工事チェックシート(例)

チェック項目	提案内容	効果の有無	監督職員
			確認日
騒音・振動対策	1.一般道を掘削する際はゴム製クローラーのものを使用		11/30
	2.ダンプトラックの荷台に緩衝材を設置		10/20,11/30
	3		
	4		
	5		
粉塵対策	1.工事用道路に散水		10/20,11/30
	2.仮置き土にシートを掛ける		10/20
	3		
	4		
	5		
<b>【意見欄】</b> (提案内容を実施していない箇所があれば指示等を記入) (各提案内容が実施されたことによる効果についてもチェックする)			

※監督職員は、現場に行った時に確認できたものをチェックする。

## 8-2 部分使用承諾書

発注者は、工事目的物の引き渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者と協議の上、使用することができる。その場合、受注者は、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。なお、土木工事にあつては、中間検査による検査でもよい。

（工事請負契約書第34条 部分使用）

（共通仕様書 1-1-1-23 部分使用）

第40号様式（国土交通省標準様式 様式-22）

年月日： 令和3年4月1日

（受注者又は発注者）  
殿

（発注者又は受注者）  
※発注者の場合のみ押印

### 工事の部分使用について

標記について、下記のとおり部分使用することを、工事請負契約書第34条第1項に基づき（協議・承諾）する。

#### 記

1. 使用目的
2. 使用部分
3. 使用期間 自 令和3年5月1日  
至 令和3年10月15日
4. 使用者
5. その他

- 
- (注) 1. (協議・承諾) には、いずれかに印をつける。  
2. 協議の場合は、受信者を「受注者名」、発信者を「発注者名」として、発注者が作成する。  
3. 承諾の場合は、受信者を「発注者名」、発信者を「受注者名」として、受注者が作成する。



### 8-3 現場環境改善費

現場環境改善費は、地域と積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。

受注者は、設計図書で指定された現場環境改善項目の具体的な内容、実施時期について施工計画書に記載する。（共通仕様書 1-1-1-27 工事中の安全確保、7. 現場環境改善）

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に務めるものとする。

#### ■土木工事写真管理基準書より

区分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	
補償関係外	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	適宜	

現場環境改善の写真撮影は、土木工事写真管理基準書に則り、これまでどおり必要である。  
[また、実施内容の確認のため、伝票・納品書等の提示を求める場合があります。](#)

## 8-4 創意工夫・社会性等に関する実施状況

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、監督職員へ提出することができる。

(特記仕様書、共通仕様書参照)

第46号様式(1)(国土交通省標準様式 様式-34(1))

### 創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	〇〇〇〇〇〇工事(R3-1)		受注者名	株式会社 〇〇建設
項 目	評価内容	実施内容		
<input type="checkbox"/> 創意工夫  自ら立案実施した創意工夫や技術力	<input type="checkbox"/> 施工	・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・ICT(情報通信技術)の活用 等		
	<input type="checkbox"/> 新技術活用	NETIS登録技術のうち、 ・試行技術の活用 ・「少実績優良技術」の活用 ・「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用 ・試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術 の活用		
	<input type="checkbox"/> 品質	・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫 等		
	<input type="checkbox"/> 安全衛生	・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・環境保全の工夫 等		
<input type="checkbox"/> 社会性等  地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力		

1. 該当する項目、評価内容、実施内容を様式に記載する。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を別紙説明資料に整理する。
3. 第46号様式(1)を各工事1枚表紙とし、第46号様式(2)に各取組を整理する。

第46号様式(2)(国土交通省標準様式 様式-34(2))

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	〇〇〇〇〇〇工事(R3-1)		
項 目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする

## 8-5 工期延期届

受注者は、天候の不良、関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

(工事請負契約書第22条)

注1 監督職員を通じて発注者へ提出

第27号様式(国土交通省標準様式 様式-23)

年月日： 令和3年9月1日

(発注者)

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

那覇市〇〇-〇 〇〇ビル〇階  
株式会社 〇〇建設  
代表取締役 △△ △△

## 工期延期届

工事請負契約書第22条による工期の延長を下記のとおり請求します。

記

工 事 名	〇〇〇〇〇〇工事 (R3-1)
契 約 月 日	令和3年4月1日
工 期	自 令和3年4月2日 至 令和3年10月15日
延 長 工 期	自 令和3年4月2日 至 令和2年11月20日
理 由	

(注)

- 1 必要により下記書類を添付すること。
  - a 工程表 (契約当初工程と現在迄の実際の工程及び延長工程の3工程を対象させ、詳細に記入)
  - b 天候表、気温表、湿度表、雨量表、積雪表、風速表等工期中と過去の平均とを対照し最寄気象台等の証明等をうけること。
  - c 写真、図面等
- 2 理由は詳細に記入すること。